

**「(仮) 大分市こころをつなぐ手話言語条例」(素案)の市民意見公募において
寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方**

○意見提出期間：令和2年7月6日(月)～令和2年7月31日(金)

○意見の提出者： 4人

○意見件数： 4件

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	<p>条例の制定を機に、聴覚障がい者が社会の中で差別を受けることなく、スムーズなコミュニケーションが取れ、健常者と同等に不便を感じない生活ができるようになることが重要である。</p>	<p>本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及をこれまで以上に推進することにより、共生社会の実現をめざすものです。</p> <p>誰もが暮らしやすい社会となるよう、各施策を着実にすすめていくことが重要と考えます。</p>
2	<p>「定義」に、「手話言語の普及」や、障がいの程度に応じて「コミュニケーション手段」を選択できる社会づくり、といった条例策定の想いを載せてはどうか。</p>	<p>本条例制定の想いについては、全文及び第1条(目的)において示しております。</p> <p>「定義」は、実際に条例に用いている用語の意義を説明しています。</p> <p>また、本条例は、数あるコミュニケーションの手段の中でも、特に「手話」を通じて共生社会の実現を図ることを目的としております。</p>
3	<p>障がい者に対しての心遣いや、差別や偏見なく接するためにも、小学校において、年に数回の手話学習を取り入れるなど、早期にろうあ者や手話に対して関心を持たせる取組が必要ではないか。</p>	<p>第7条(施策の実施)において、具体的な取組として、学校等をはじめ、様々な場において手話を学び、ろう者に対する理解を深める機会の確保を掲げております。</p> <p>幼少期より、手話に触れることにより、手話やろう者に関心を持つことは、重要な取組であることから、子どもが手話を学ぶ機会を増やしていくことが重要と考えております。</p>
4	<p>本条例が形式だけのものに終わらせないためにも、【財政上の措置】は明記していただきたい。</p>	<p>本条例制定以前より、手話を通じた意思疎通支援事業については、毎年必要な予算を確保し、年々充実させております。</p> <p>特別な「財政上の措置」を伴わなくとも、今後も引き続いて、本条例に定める各種施策に必要な財源は確保する考えです。</p>